

種別	質問	回答
分園	分園の事務職員配置については、本園の園長等が兼務して良いということか。 園長等が兼務した場合に、取得できる加算項目等に影響はあるか。	①分園の事務職員については、園長等が兼務することが可能です。 ②事務職員雇上加算等の加算を取得する場合、本園・分園にそれぞれ園長以外の事務職員を配置する必要があります。
区分3	年度途中に産休取得する職員へ区分3の配分を行っていたが、休暇中は無給となる。 この場合の区分3の配分はどのように行えば良いのか。	区分3の配分を受けていない施設職員の賃金改善（上限4万円以下）に充ててることも可能です。 説明資料37ページ【問2】に年度途中に休業となった場合の取扱いが掲載されていますので、ご参照ください。
平均経験年数	昨年度の認定申請時は、月120時間未満の職員であったが、今年度は月120時間以上の勤務となる職員がいる。この場合、職員職歴報告書の提出は必要なのか	今年度は、対象職員となるため、職員職歴報告書の提出は必要です。
療育支援加算	令和8年度 説明資料P7 1〇療育支援に必要な取り組み ③並びに⑤は現実的には園側も事業所側も対応が難しいと思われる。P7 8の【問10】の年齢別配置基準の常勤換算に計上できないのであればなおさら難しくなり、ほとんどの施設で加算認定の申請が出来なくなると考えられます。横須賀市独自の障害児の加算拡充が必要と思われるがいかがでしょうか。 当園では現時点で公定価格の加算申請は行わない方向で考えています。公定価格上の加算認定と「障害児等受入加算」「特別支援対策事業」の横須賀市の加算分並びに市補助金は必ず同時に申請する事になるのでしょうか。	療育支援加算の加算要件については「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（以下、国留意事項）により定められています。要件が厳格化されたことについて、機会をとらえて国へ伝達したいと考えていますので、どのように対応が困難であるのかをご連絡ください。 公定価格上の療育支援加算を取得していない場合でも、「障害児等受入加算」「特別支援対策事業」の申請は可能です。
主幹保育教諭	P109主幹・主任代替職員の兼務 ○代替職員の配置 ・代替職員は年齢別配置基準の保育士等に含めることは出来ると思いますがいかがでしょうか。 （療育支援加算等の別の加算がなければと思いますが）	国留意事項の基本分単価の(2)基本分単価に含まれる職員構成では、年齢別配置基準とは別に【主幹保育教諭等2人を専任化させるための代替保育教諭等】の費用が算定されていることから、配置基準に含めることはできません。 なお、本市の給付等請求報告書でも、従来から配置基準とは別に必要職員数に計上しています。
平均経験年数	現に勤務する施設・事業所の勤続年数の考え方について 令和8年4月1日に入社し、他の施設での前歴があるが、令和8年3月31日より前に既に離職している場合、現に勤務する施設・事業所の勤続年数は0年0月という認識ですが、相違ないでしょうか。 （令和8年3月31日に他の施設に勤務していた場合、現に勤務する施設・事業所の勤続年数は0年1月と考えております。）	お見込みのとおりです。
対象職員	区分1の配分対象者に派遣会社のバスの運転手や園長、理事長に適用でできますか	→派遣会社のバスの運転手について 派遣職員も対象とすることができそうですが、派遣元事業所を通じて賃金改善が確実に行われることを確認する必要があります。 園長・理事長について 園長は対象になります。理事長については、役員報酬としての支払は対象外です。